

令和8年3月12日宣告

令和7年（わ）第786号 覚醒剤取締法違反被告事件

判 決

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 事案の概要

1 本件公訴事実の要旨等

本件公訴事実の要旨は、「被告人兩名は、共謀の上、みだりに、令和7年6月17日頃、福岡県小郡市（住所省略）の被告人兩名方において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンを含有する結晶約0.182グラムを所持した。」というものである。

なお、本件は、上記のとおり、被告人と、その当時の夫であるA（令和7年10月30日に離婚している。以下「元夫」という。）とが併せて起訴されたものであるが、第1回公判期日から別個に審理されている。

2 争点等

本件において、公訴事実記載の時点で、被告人方の天井裏に公訴事実記載の覚醒剤（以下「本件覚醒剤」という。）が存在していたことは、関係証拠上明らかに認められ、被告人及び弁護人も争わない。

本件の争点は、被告人が本件覚醒剤を所持していたと認められるか否かである。

第2 当裁判所の判断

1 前提事実

被告人の公判供述を含む関係証拠によれば、次の事実が認められる。

(1) 従前の状況

ア 被告人は、平成30年4月、元夫と婚姻し、令和2年6月頃から、被告人方において同居していた。

イ 元夫は、従前から、覚醒剤や大麻をチャック付きポリ袋（以下「パケ」ともいう。）に小分けにして、覚醒剤を白色の紙袋に、大麻をオレンジ色の紙袋に入れ、天井裏に隠匿しており、被告人も、令和7年6月頃までには、このことを認識していた（以下、この白色の紙袋を「白色紙袋」といい、オレンジ色の紙袋と併せて「白色紙袋等」という。）。

ウ 元夫が白色紙袋等を隠匿していた天井裏は、被告人方子供部屋のクローゼット内にある。そのクローゼット内には、高さ約80cmの台座があり、台座から天井までの高さは約150cmある。その天井の一部に固定されていない天井板（幅約40cm、奥行き約90cm）があり、台座に乗り、天井板を押し上げると、開口部から天井裏を覗くことができる。天井裏には繊維状の断熱材が敷き詰められており、明かりとなるものはなく、部屋からの明かりが入るにとどまる。開口部の右側（東側）には、天井裏の壁まで奥行きが40cm程度のスペースがあり、そこに白色紙袋等が置かれていた（以下、単に「天井裏」というときには、このスペースのことを指す。）。

エ 白色紙袋（未発見であり、被告人の供述による。）は、幅30cm、高さ20cm、厚さが2～3cm程度の大きさで、開口部に取っ手がついているが、チャック等の閉じ具はついていない。その中には、覚醒剤が小分けにされたパケ、そのパケをグラム別に分けた茶封筒、未使用のパケ等が入っていた。

(2) 公訴事実記載の時点当時の状況

ア 令和7年6月11日（以下、令和7年の表記は省略する。）、被告人は、元夫から電話を受け、「B（元夫が所属していた暴力団の構成員）が紙袋を取りに来るから、玄関に置いてほしい」旨言われた。

被告人は、その指示に従い、天井裏から白色紙袋等を取り出し、玄関に置いた。その後、何者かが被告人方の玄関ドアを開け閉めする音がした。

その後すぐ、被告人は、元夫から電話を受け、「Bから断られたから、紙袋を天井裏に戻しておいてほしい」旨言われた。

被告人は、その指示に従い、玄関に置かれたままになっていた白色紙袋等を天井裏に戻したが、その際、なぜこんなことを自分がしないといけな
いのかという思いから、白色紙袋を天井裏に投げ入れるようにしたため、その開口部が下向きに置かれた。

イ 同月16日、元夫は、別件恐喝未遂事件で逮捕された。

ウ 同月17日、被告人は、元夫の弁護士と名乗るC弁護士（被告人の当初の国選弁護士）から電話を受け、元夫からの伝言として、「今回のとは別にガサがあるかもしれないから、天井裏にある紙袋をDの家に持って行ってほしい」旨伝えられた。

被告人は、その指示に従い、天井裏から白色紙袋等を取り出してD方に持って行った。その際、被告人は、白色紙袋の付近にパケが飛び出しているのを見て、取っ手をすくい上げるようにして取り出した。

(3) 事後の状況

ア 同月18日、被告人は、C弁護士から2回にわたり電話を受け、元夫からの伝言として、「天井裏にある大麻のごみや、ほかに何か残っているものがないか、くまなく探してほしい」旨伝えられた。

被告人は、その指示に従い、天井裏にあった大麻のごみを捨てたほか、ほかに何か残っていないか、手袋をつけた右手で、断熱材の上方を端から端まで（開口部と同程度の横幅）を確認し、断熱材の下方にも手を差し入れて端から端まで確認した。

イ 同月26日、警察官が被告人方の搜索差押えを行ったところ、天井裏の断熱材をめくった中程から覚醒剤1袋（本件覚醒剤。縦約6cm、横約4

c m) が発見された。

ウ 被告人は、本件覚醒剤が発見されたことを知り、それをDらに伝えるとともに、自身の確認不足であった旨謝罪した。

2 判断

以上の事実を前提に、被告人が本件覚醒剤を所持していたと認められるか否かについて判断する。

なお、検察官は、第1回公判期日の冒頭陳述において、本件覚醒剤は、天井裏にあった白色紙袋内に存在していたものの、被告人がこれを取り出す際にこぼれ落ちて天井裏に残ったものであり、本件公訴事実記載の所持は、被告人が天井裏から本件覚醒剤の入った白色紙袋を取り出す直前の時点を捉えたものである旨主張した。弁護人が交代した後、第2回公判期日において、被告人及び弁護人が公訴事実を争う旨述べると、検察官は、第3回公判期日において、仮に、本件覚醒剤が白色紙袋からこぼれ落ちたものでなかったとしても、被告人は、元夫と共謀の上、公訴事実記載の犯行に及んだ旨主張を追加した。

検察官は、論告では、主位的に前者の主張を、予備的に後者の主張をしているため、順次検討する。

(1) 主位的主張（本件覚醒剤が白色紙袋内に存在していたこと）について

まず、検察官は、本件覚醒剤は公訴事実記載の時点において白色紙袋内に存在していた旨主張する。そして、本件覚醒剤が天井裏の断熱材の下方から発見された経緯については、本件覚醒剤は、①6月11日に白色紙袋の開口部が下向きに置かれたことにより白色紙袋内からこぼれ落ちるきっかけが生じ、②同月17日に被告人が天井裏から白色紙袋を持ち出そうとした際に白色紙袋からこぼれ落ちて断熱材の上に取り残され、③同月18日に被告人が明るさが十分でない天井裏で繊維状の断熱材の上や下を手で確認したこと等によって断熱材の下方に移動した旨主張する。

検察官が主張する経緯は、つまるところ、被告人が意図しないまま、自身

の複数の動作を経て、本件覚醒剤を白色紙袋内から断熱材の下方に移動させてしまったというものである。それ自体、あり得ないとまではいえないものの、複数の偶然が重なるもので、相当に可能性が低いものと言わざるを得ない。

若干敷衍すると、上記①②につき、被告人が、捜査段階で「白色紙袋から茶封筒やパケが何袋か飛び出しているのが見えた」、「茶封筒やパケが何袋か落ちていることが分かった」旨述べていることは、本件覚醒剤が白色紙袋からこぼれ落ちた可能性を示すものではある。一方で、被告人は、そのような状態を認識した上で、パケ等を取り残さないように、意識的に白色紙袋をすくい上げるようにして取り出した旨も述べており、その際に本件覚醒剤がこぼれ落ちたことに気づかなかった可能性が高いとはいえない。

上記③についても、検察官の主張によれば、被告人が断熱材の上方にあった本件覚醒剤を、断熱材の端から下方に滑り込ませ、さらに断熱材の中程まで移動させたことになるが、そのような経過をたどること自体、偶然によりすぎていると言わざるを得ない。しかも、このとき被告人は、覚醒剤等が残っていないか確認していたのであるから、本件覚醒剤に気づかないまま、かえってより発見しづらい場所まで移動させてしまったというのは、なおさら可能性が低い。

そもそも、本件覚醒剤は、断熱材の下方から発見されているところ、そこにいつから存在するのか、あるいはいつまでは存在しなかったのかは、証拠上明らかでない。元夫は、従前から覚醒剤を天井裏に隠匿していたのであるから、いずれかの時点で、本件覚醒剤が断熱材の下方に移動した可能性は否定できない。検察官が被告人が意図せず覚醒剤を移動させてしまったというのであれば、元夫においても同様にその可能性があるというべきである。

このほか検察官が主張する点を踏まえても、検察官の主張（本件覚醒剤は被告人が元々白色紙袋内で所持していたものであり、それが断熱材の下方に

移動した)は、本件覚醒剤の由来について、可能性の一つを指摘するにとどまり、その余の可能性(本件覚醒剤が、被告人が関与する6月11日より前から、断熱材の下方に存在していた)を排斥するに足りる証拠はない。

したがって、本件覚醒剤は、公訴事実記載の時点において白色紙袋内に存在していたとは認められず、これを前提とする所持の事実、認めることができない。

(2) 予備的主張(本件覚醒剤が白色紙袋内に入っていなかった場合)について

次に、検察官は、被告人は、公訴事実記載の時点において、天井裏に白色紙袋内の覚醒剤以外にも覚醒剤が存在していることを未必的に認識し、かつ、天井裏に存在する本件覚醒剤を含む物品を保管する実力支配関係を有し、これらを管理し得る状態にあったのであるから、本件覚醒剤を所持していたものと認められる旨主張する。そして、未必的な認識が認められる根拠として、被告人が、①本件以前から、元夫が覚醒剤を白色紙袋に入れて天井裏に隠匿していたことを知っていたこと、②白色紙袋の形状等から、その開口部が下に向くなどすれば白色紙袋から覚醒剤が容易に外に出してしまう可能性があることを認識していたこと、③6月18日に元夫の指示を受け、天井裏に覚醒剤が残っていないか再度確認したこと、④同月26日、本件覚醒剤が警察官により発見されたことを知り、Dらに対して自身の確認不足だった旨伝えたこと等を挙げる。

しかし、上記①②の認識があったとしても、断熱材の上方ならまだしも、断熱材の下方に覚醒剤が存在すると思ひ至るのが通常とはいえない。また、被告人が天井裏に覚醒剤が一切存在していないとの認識であったとしても、③については、元夫の指示に従ったにすぎないから、覚醒剤が残っていないか確認することが特に不自然とはいえず、④についても、確認不足であったことは間違いないのだから、謝罪することが特に不自然とはいえない。したがって、検察官が指摘する事情は、いずれも被告人に本件覚醒剤の存在につ

いて未必的な認識がなかったとしても説明できるものである。

そもそも、被告人が白色紙袋内以外にも天井裏に覚醒剤がありうることを相当程度認識していたのであれば、被告人が6月18日に天井裏を確認する際、入念に確認を行い、本件覚醒剤を発見するに至っていたとしてもおかしくない。そうならなかったことは、当時、被告人に天井裏に覚醒剤が存在する認識がなかったことを裏付ける事情ともいえる。また、少なくとも、被告人に、断熱材の下方に覚醒剤があってもやむを得ないというような、故意責任を問える認容があったと認めるに足りる事情は見出し難い。

このほか検察官が主張する点を検討しても、被告人が、本件覚醒剤を未必的に認識していたと認めるに足りる証拠はなく、被告人に覚醒剤所持罪における故意を認めることはできない。

(3) 元夫との共謀について

なお、本件覚醒剤について、元夫による所持が認められたとしても、上記のとおり、被告人には、本件覚醒剤の存在につき未必的な認識も認められないのであるから、共謀の前提となる事実の認識がなく、元夫との共謀による所持罪を認めることもできない。

3 小括

以上のとおり、本件覚醒剤は被告人方の天井裏から発見され、しかも被告人は天井裏から覚醒剤が入っていたであろう白色紙袋を出し入れしてはいるものの、本件覚醒剤は、天井裏の断熱材の下方から発見されたものであり、本件証拠上、本件覚醒剤を被告人が意図せず断熱材の下方に移動させたと考えるには疑問が残るし、断熱材の下方にあることを被告人が未必的に認識していたと認めるに足りる証拠もない。そうである以上、被告人が本件覚醒剤を所持していたと認めることはできず、あるいは所持の故意に欠けるから、被告人に覚醒剤所持罪は成立しない。

第3 結論

以上によれば、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、
刑事訴訟法 336 条により被告人に対し無罪の言渡しをする。

(求刑—拘禁刑 1 年 6 月)

令和 8 年 3 月 1 2 日

福岡地方裁判所第 4 刑事部

裁 判 官 田 野 井 蔵 人